

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 57 年 3 月まで

A 都道府県から B 都道府県の実家に帰郷した頃に国民年金の加入手続を行い、その後、20 歳からの未納分の国民年金保険料の金額が記載された納付書が送付され、金融機関で 6 万円から 8 万円ぐらいをまとめて一括で納付したので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 都道府県から B 都道府県の実家に帰郷した後に国民年金の加入手続を行い、20 歳からの未納保険料として 6 万円から 8 万円ぐらいを納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 58 年 9 月 27 日（実際の加入手続は、59 年 3 月又は同年 4 月）、資格取得は 20 歳到達時の 55 年*月*日に遡及して行われていることが確認できる。

また、C 年金事務所では、「申立期間当時、加入手続をした時点で時効に至らない納付可能な過年度保険料の納付書を年度ごとに送付していた。」と回答していることから、当該加入手続をした時点では、申立人に昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の納付書が 2 枚発行されていたものと考えられる。

さらに、国民年金被保険者名簿から、上記の過年度納付が可能な期間のうちの昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料は 59 年 4 月に納付され、58 年 4 月から 59 年 3 月までの保険料は 59 年 10 月に納付されていることが確認できるところ、申立人が過年度保険料を納付した同年 4

月の時点において、時効に至らない 57 年 1 月から同年 3 月までの保険料も納付した場合の保険料の合計金額は、申立人が 20 歳からの未納保険料として納付したと記憶する金額とおおむね一致することから、当該期間の過年度保険料についても納付したと考えることに不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 55 年 9 月から 56 年 12 月までについて、当該期間を含めて納付した場合の過年度保険料の金額は、申立人が納付したと記憶する金額とは大幅に相違している上、当該期間については、申立人が国民年金の加入手続を行った時点で時効により納付できない期間であり、C 年金事務所では、「加入手続の時点で時効に至らない納付可能な期間の過年度納付書以外は発行していなかった。」と回答していることから、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 18 万 4,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 13 万 1,000 円とされているが、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額（18 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を 18 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（13 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 12 月 26 日から 2 年 1 月 8 日まで
② 平成 15 年 7 月 25 日

申立期間①について、私は、株式会社 A に勤務していたはずだが、厚生年金保険の資格取得日は平成 2 年 1 月 8 日とされている。しかし、1 月分の給与から厚生年金保険料 1 万 153 円が控除されていることから、当該期間について、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

申立期間②について、平成 15 年 7 月 25 日に株式会社 A から支給された賞与額は、18 万 4,107 円であり、その金額に基づく厚生年金保険料が控除されているが、標準賞与額が 13 万 1,000 円として記録されている。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間②の訂正記録は給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によれば、申立人の申立期間②における標準賞与額は、

当初 13 万 1,000 円と記録されたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 3 日に 13 万 1,000 円から 18 万 4,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（18 万 4,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（13 万 1,000 円）となっている。

しかしながら、当該賞与に係る給与支給明細書から、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額（18 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、「株式会社 A における厚生年金保険の資格取得日は、平成 2 年 1 月 8 日となっているが、元年 12 月 26 日から勤務していた。2 年 1 月分の給与から厚生年金保険料 1 万 153 円が控除されている。」と主張している。

しかしながら、株式会社 A では、「給与の締め日は毎月 20 日、支払日は毎月 30 日であり、保険料控除は当月控除である。21 日以降に中途入社し資格を取得した者については、翌月 30 日に支給する給与から 2 か月分の保険料を控除している。」と回答しているところ、申立人が所持する平成 2 年 1 月 30 日に支給された給与明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額は、1 か月分の保険料であることが確認できる。

また、オンライン記録及び雇用保険の記録から、申立人が株式会社 A を退職したのは平成 17 年 9 月 20 日であることが確認できることから、同社から提出された同年 9 月 30 日に支給された給与明細書によると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できることから、厚生年金保険料の控除は当月控除であったことが確認できる。

このほか、申立期間①について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 3 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月から同年 8 月まで

父が A 市町村役場で私の国民年金の加入手続きを行い、その後、社会保険事務所（当時）から送付された 20 歳からの未納分の国民年金保険料の金額が記載された納付書により、一括で納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が時効により納付できなかつたとされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続きを行い、20 歳からの保険料を遡及して納付したとする申立人の父親は、「加入手続きをした時期については明確に記憶していない。」と述べているところ、申立人が保管する平成 13 年度納入通知書（A 市町村長が発行）は平成 13 年 8 月 20 日に発行（平成 13 年 4 月から同年 9 月までの保険料を同年 9 月 7 日に納付）されていることが確認できる上、A 市町村では、「当市町村役場が保管する資料から、申立人の国民年金の加入手続きが 13 年 6 月 28 日に行われていることが確認できる。」と回答している。

また、申立人の父親は、「社会保険事務所から届いた納付書で未納分の保険料を納付したのは 1 回である。」と述べているところ、申立人が所持する納付書・領収証書（B 社会保険事務所（当時）が平成 13 年 10 月 18 日に発行）によると、11 年 9 月から 13 年 3 月までの国民年金保険料が 13 年 10 月 23 日に納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「年金事務所から、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できないとの説明を受けたが納得できない。」と述べている

ところ、申立人が保管するB社会保険事務所が発行した前述の納付書・領収証書が発行された時点における時効に至らない期間は、当該納付書に記載された納付期間と一致していることが確認できる上、仮に、申立期間の過年度納付書が発行される場合には、納付期間は平成11年3月から13年3月までの期間の過年度納付書が発行されることになる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、大学を卒業後、昭和50年4月にA市町村役場で国民年金の加入手続を行い、その際、大学生であった申立期間について、遡って免除申請を行ったと記憶しているので、申立期間を申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年4月にA市町村役場で国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間について遡って免除申請を行った。」と主張しているが、学生が国民年金の強制加入被保険者となったのは平成3年4月であり、申立期間については任意加入被保険者として資格を取得することとなり、制度上、任意加入被保険者は遡及して資格を取得することはできない上、国民年金保険料の申請免除を受けることもできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、A市町村が保管する国民年金被保険者カード及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和50年11月19日であり、資格取得は51年3月1日に行われていることが確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間とされている。

さらに、申立期間の国民年金保険料が申請免除されていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書等）は無く、申請免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から49年3月まで

私の国民年金の記録では申立期間が未納とされているが、父が、私の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたはずである。

当時、父は地区の納税組合の役員を務めており、私の国民年金保険料についても、20歳到達時の分から、納税組合に納付していたはずである。

申立期間について、保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父が、私の20歳到達と同時に加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を地区の納税組合に納付していたはずである。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年1月22日（実際の加入手続が行われたのは、前後の番号を払い出された者の記録から50年3月27日から同年3月31日までの期間であることが推認できる）に払い出され、資格取得は20歳到達時の46年*月*日に遡及して行われたことが確認できる上、これより以前に申立人へ別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していないため、申立人の父親は、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、加入手続の時点で、申立期間のうち、昭和48年1月から49年3月までの期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であったと考えられるが、申立人の父親が役員を務めていたA納税貯蓄組合連合会の元役員は、「納税組合は、毎年11月に当該年の11月から翌年の10月までの

保険料を一括徴収していた。組合が納付に関与していたのは、一括徴収に係る保険料のみで、組合員の個々の事情により生じた納付については、個人的に市町村役場に相談するよう指導していた。」と証言しているところ、申立人は、「父の生前は、私を含め家族の保険料の納付は、全て父に任せていたので、詳しい事情は記憶していない。」としており、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料について、納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和33年6月1日から同年12月11日まで

私は、20歳前からA事業所で、毎年定期作業員としてBの仕事をし、冬期間は失業保険を受給していた。

厚生年金保険には、昭和29年から毎年加入していたと思っていたところ、同年、31年、32年及び34年の記録はあるが、30年については4月からではなく7月1日から12月1日までの記録しかなく、33年については全く記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和30年7月1日から厚生年金保険に加入した記録となっているが、同年4月1日から勤務していた。」と主張しているところ、A事業所が保管する人事記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間①においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所では、「当時の厚生年金保険の加入の取扱いについては不明である。」と回答している上、申立人が申立期間①において定期作業員として勤務したと記憶する同僚6人のうち4人は、申立人と同様に昭和30年7月1日に資格を取得した記録となっているところ、当該4人は、「昭和30年度については4月から勤務し、申立人と同じBの仕事をしていた。」と証言しており、他の二人については昭和30年6月1日に資格を取得した記録となっているものの、申立人は、「当該二人の職種はBではなかった。」と述べている。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和

30 年度における厚生年金保険の資格取得者の月別推移をみると、昭和 30 年 4 月の資格取得者が 40 人（うち男性が 5 人）、同年 6 月が 47 人（全員が男性）、同年 7 月が 68 人（全員が男性）であることが確認できる。ところ、同年 4 月に資格を取得した男性 5 人のうち照会できた二人及び同年 6 月に資格を取得した者のうち照会できた 10 人の中に職種が B の者はおらず、申立期間①当時、同事業所では、B の者については同年 7 月 1 日に資格を取得させていたことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「定期作業員として勤務していた。」と主張しているところ、A 事業所が保管する人事記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間②において A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所における申立期間②及びその前後の年度の厚生年金保険被保険者資格の取得者数の年度別推移をみると、申立人の加入記録がある昭和 29 年度は 182 人、30 年度は 164 人、31 年度は 271 人、32 年度は 448 人、34 年度は 468 人となっていることが確認できる一方で、申立期間②の 33 年度は 4 人のみであり、その中に申立人及び申立人が申立期間②において定期作業員として勤務したと記憶する前述の同僚 6 人全員の記録は無い。

また、上記の昭和 33 年度に資格を取得した 4 人は、34 年度から共済組合に加入していることが確認でき、このうちの二人は、「試験に合格したが、採用枠が無かったので、正式採用されるまでの臨時採用期間中であった。」と証言し、他の二人は、「内勤職員であった。」と証言していることから、A 事業所では、申立期間②を含む 33 年度当時、定期作業員については厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から23年12月31日まで
私は、昭和23年12月に結婚し、同時にA事業所を退職した。退職金や最後の給料はもらっていないことを記憶している。脱退手当金についてもその制度を知らず、受け取った記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から10日後の昭和24年1月10日に支給決定がされているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間について、正規の脱退手当金及び女子特別附加脱退手当金（以下「脱退手当金」という。）が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間当時は、通算年金制度創設前であり、婚姻を理由にA事業所を退職するに当たり、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 28 日から 38 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 8 月 1 日に A 事業所に入社し、41 年 6 月 25 日に退職するまで継続して勤務した。37 年 7 月頃、会社に移転し、その際、社名が B 株式会社と変更になったが、雇用形態は変わらず、引き続き給料から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。38 年 1 月に病気で通院した時には、会社から交付されていた健康保険証を使用した記憶もある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間において A 事業所及び B 株式会社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 事業所は、昭和 37 年 6 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、38 年 9 月 1 日であることが確認できることから、申立期間当時、両社共に厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人が A 事業所及び B 株式会社に継続して勤務していたと記憶する同僚 5 人の中で、両社における厚生年金保険の加入記録が確認できる二人は、申立人と同様に、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無く、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 37 年 6 月 28 日に被保険者資格を喪失し、B 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日（38 年 9 月 1 日）に資格を取得している。

さらに、B 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日に厚

生年金保険に加入している者5人から聴取したところ、4人は、それ以前から勤務していたとしているが、加入するまでの間、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかを記憶している者はおらず、そのうちの一人は、国民年金に加入し保険料も納付していることが確認できる。

加えて、B株式会社は昭和49年10月1日に事業を廃止しており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、申立人と同様に、37年6月28日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、38年9月1日にB株式会社において同資格を取得した者4人のうち、連絡先が判明した者へ照会したが回答は得られず、同社の厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。